

日本入国における水際強化措置について

令和4年2月18日

●今般、水際対策の変更に伴い、キルギスに対する「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」の指定が解除され、検疫所長の指定する宿泊施設での待機期間（3日間）を求めないこととなりました。

●ただし、引き続き入国日を0日目として7日間の公共交通機関の不使用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等行っていたことになります。

●本措置は、2月18日（金曜日）午前0時以降に入国された方から実施されております。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>